

大阪府技師 國澤健雄

乳幼児保護に関する報告

内務省衛生局

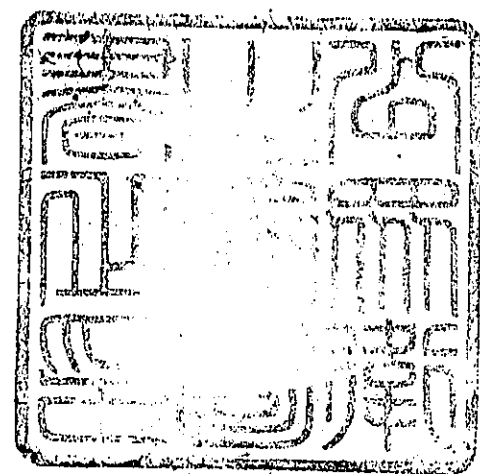
国立公衆衛生院附属図書館



00028547

昭和/年/月/日
川上理一先生
寄 贈
厚生省研究所

SR
A
16



大正十五年五月七日

大阪府衛生課長地方技師 國澤健雄

内務省衛生局長 山田準次郎殿

乳幼児保護ニ關スル調査報告ノ件

豫テ御下命相成居候乳幼児保護ニ關スル調査事項別紙ノ通ニ
有之候條及報告候也

7557

緒言

乳幼児保護に關する件は大正十四年六月技術官會議に於て宿題として提出せられたもので當大阪府が之を擔當し報告することになつた依て當府は從來の統計並に實地調査の成績を資料の基本として本編を編纂したのである。

目次

緒言

總論

第一章 日本に於ける乳幼児保護事業の概況

第二章 乳兒死亡の現況

一、緒論	五
二、各國に於ける乳兒死亡狀況	六
三、本邦乳兒死亡の地方的並に都鄙的關係	一〇
四、生産率と乳兒死亡率	二五
五、公生子と私生子との乳兒死亡關係	三四
六、生後の月(月齡)による乳兒死亡	四五
七、乳兒死亡と性別	五三
八、乳兒死亡原因	五五

九、季節と乳兒死亡	六三
一〇、榮養方法と乳兒死亡	七八
一一、出生順位と乳兒死亡	八八
一二、兩親の地位と乳兒死亡	九一
一三、兩親の職業と乳兒死亡	九八

各論

緒言	一〇一
----	-----

第一篇 榮養障害死亡乳兒に關する研究	一〇一
--------------------	-----

一、死亡乳兒の榮養	一〇二
二、自然榮養を變換したる時期	一〇五
三、授乳方法	一〇六
イ、母乳榮養死亡乳兒の授乳法	一〇八
ロ、混合榮養死亡乳兒の授乳法	一〇九
ハ、人工榮養死亡乳兒の授乳法	一一二

四、榮養を變換したる理由	一一七
イ、混合榮養をなしたる理由	一一八
ロ、人工榮養をなしたる理由	一二〇
五、母乳分泌不全と生母年齢との關係	一二三
六、母乳分泌不全と多産との關係	一二六
七、疾病の爲榮養を變換したる授乳婦の病名	一二九
八、乳兒期に於ける榮養變換と其指導者	一三二
九、人乳以外の榮養品の種類	一三三
一〇、人工榮養品の稀釋法	一三七
イ、牛乳	一三八
ロ、煉乳	一四〇
一一、小兒牛乳	一四三
一二、人工榮養品の品質	一四四
一三、生活程度より見たる乳兒の榮養變換	一五六
一四、授乳婦の教育程度より見たる榮養變換	一六一

一五、白粉並に玩具と乳兒死亡との關係……………一六五

第二篇 先天性弱質死亡乳兒に關する研究……………一七五

第一、先天性弱質死亡乳兒と早産との關係……………一七五

第二、先天性弱質死亡乳兒の身分と早産との關係……………一七七

第三、早産と季節との關係……………一七八

第四、早産と生活程度との關係……………一七九

第五、實父母の教育程度……………一八〇

第六、先天性弱質死亡乳兒の兩親と市内居住期間……………一八一

第七、實父母の同居期間……………一八三

第八、先天性弱質死亡乳兒と遺傳との關係……………一八四

第九、飲酒調査……………一八五

第十、兩親の結婚當時の年齢……………一八六

第十一、分娩順位……………一八八

第十二、生活程度と生母の出産數……………一九〇

第十三、調査乳兒の同胞の生存と死亡……………一九〇

第十四、生母の生産と死流産……………一九一

第十五、生母の年齢と生存同胞の健否……………一九二

第十六、調査乳兒の同胞と其の死亡原因……………一九四

第十七、調査兒童の直前に於ける分娩と其同胞の健否……………一九八

第十八、先天性弱質死亡乳兒の妊娠地……………二〇四

第十九、先天性弱質死亡乳兒の生母の妊娠時に於ける職業……………二〇五

第二十、有業婦人の産前の休養と其就業時間……………二〇七

第二十一、生母の妊娠時に於ける疾病及其他的障礙……………二〇八

(イ)、早産兒の生母……………二〇八

(ロ)、熟産兒の生母……………二〇九

第二十二、先天性弱質死亡乳兒の生産の難易及分娩時の介助者……………二一五

第三篇 乳幼兒保護に關する施設……………二一六

第一章 育兒に關する知識の普及……………二一六

一 文書によるもの	二一六
二 口述によるもの	二二〇
三 展覽によるもの	二二二
四 映畫によるもの	二二四
五 育兒に關する知識の普及に基づく效果	二二五
第二章	二二六
一 母性保護	二二六
二 母親金庫	二二八
三 妊婦修養	二二九
四 産院	二三〇
五 家庭訪問員	二三一
六 巡回鑑	二三二
第三章	二三三
一 牛乳配給	二三三
二 乳兒相談所	二三四

三、里子	二三七
四、授乳獎勵	二三八
五、乳母制度	二三九
六、乳兒院	二四〇
七、乳兒病院	二四二
第四章	二四三
一、乳兒保護事業に關する要件	二四三
二、兒童保護法	二四五
總括	二四九
結論	二六五

總

論

乳幼児保護に関する報告

第一章 日本に於ける乳幼児保護事業の概況

本邦に於ける乳幼児の保護に関する事業の起源とも見るべきは遠く千四百有餘年前なる雄略天皇の朝に少子部連^{チイサロベノムラシ}をして無告の赤兒を養育せしめられた事實である。併し這は一時宮牆の邊に小さな家を作つて此處に乳兒を收容されたのであるが永續した譯でなく、天皇の代を終ると同時になくなつた様である。下つて奈良朝となりて佛教の隆盛を極むると共に救療事業が大に起り、種々の事業が佛家の手に因て經營せられ、就中聖德太子の四天王寺を創設せらるゝや、悲田院なる一院は鰥寡孤獨即ち此等乳幼兒の孤となりしもの又は遺となりしもの若くは無告のものなどを收容する所に充てられた。次で光明皇后は又太子の遺教に倣ふて悲田院を設立し、専ら孤兒の救養に力められ、孝謙天皇も亦之れが事業を擴張し從五位上葛木戸主^{カシキノヘヌシ}をして孤兒と親子の關係にあらしめて特に掬育の任に當らしめたのであつた。戸主の妻は有名な和氣清麻呂の姉廣蟲で後に剃髮して法均尼と言はれたが、是又京中棄兒の多きに深く同情し悉く人をして拾はしめ己れが子として養育したのがその數八十餘人の多きに達したので、天皇は深く之れを嘉せられ葛木の首^{オウト}の姓を賜はつたと史に傳へられて居る。蓋し之が本邦に於

ける棄兒養育の鼻祖である。

其れから淳和天皇の檀林皇后も洛中窮民の産兒を棄つるを憫み、封戸五分の二を割て棄兒孤兒鞠育の資に充てられた如きは實に後世の範とすべきことであつた。次で清和天皇の朝にも棄兒を施藥院に收容せしむべき嚴勅があつたので、可憐の幼兒等が多く該院に養育せられたのであつた。爾後王室は式微し兵亂は長へに續き此等の救済事業は減却せられ去つて、復も之を顧みるものがない様になつた。獨り弘治年中に豊後の棄兒若くは殺されんとする産兒を收容する救済院が二箇所も出来たがこれは外人の手に成つたものであつた。元和偃武以後屢々禁令を出して棄兒を嚴禁すると同時に犯人を處罰し、棄兒を收容するの法を明かにした。即ち元祿三年の觸書及び寛政百箇條の制定が是れである。斯く幕府に於て一定の制度が出来たから各藩も亦倣ふて禁令も敷き養育法も講ずる様になつた。然るに棄兒の嚴禁棄兒の養育法が出来た様になつてから又一の忌むべき慘酷なる惡習を各處に於て見られるやうになつた。それは墮胎の流行及び嬰兒の壓殺が是れである。特に淫靡の風習が盛になつたのと生活狀態が困難を加へ來た二つのものが此の惡習をして愈々倍々劇しからしむることになつたと思はれる。之れを先づ地方別に見ると奥羽地方にあつては米澤、白河、仙臺、關東地方にあつては常陸、下總、四國地方にあつては土佐、中國地方にあつては美作、九州地方にあつては日向、豊後、近畿地方

にあつては京都、大阪等は古來無言の間に墮胎若くは辱殺の慘事が最も熾んに行はれた地方であつた。併し徳川時代に於ける乳幼兒即ち此等の保護に關しては其の責任を家庭に負擔せしむるのであつて、別段之が爲に特殊の施設をなしたと云ふことはなかつた。然るに文化文政の交、秋田藩の醫家佐藤信淵は垂統祕録を著し、乳幼兒を一所に收容する社會救済策を唱道したが遂に行はれずして止んだ。此の佐藤氏の唱道は一八四四年佛國が保育事業に着手せしに先だつことが二十餘年前であつて先見の明だけは本邦の誇りであると言つて宜しいのであつたが事業の當年に起らなかつたことは遺憾であつた。明治元年に松方正義公の創設せられた豊後の日田の養育館に踵いで、明治三年土佐に説説社なる育兒院が創立せられた。次で明治六年に東京に董女學校、同七年に浦上養育院が出来た。この二つのものは何れも天主教徒の婦人に因つて設立せられたのである。董女學校は佛國人の設立に係るものである。函館、神戸にも亦同教徒に因つて育兒院が出来た。佛教の徒で斯業に手を染めたのは明治十二年で即ち福田會育兒院がそれである。明治二十四年東京銀座に育兒曉星園なるものが福井縣人本郷定次郎に因つて創立され、無告の孤兒數十名の收容を見たのであつた。即ち現今の横濱孤兒院の前身である。翌二十五年新潟市赤澤鐘美の經營せる靜修學校内に貧困勞働者の幼兒を晝間保育する事業之れに次で起つた。現今乳幼兒保護を行つて居る施設は百六十三である。

今左にその分布を示す。

乳幼児保護事業數

府 縣 名	府 縣 名	府 縣 名
東 京 道 六 七	長 崎 二	福 島 二
北 海 道 一	佐 賀 一	青 森 二
京 都 一 六	新 潟 二	福 井 一
大 阪 九	埼 玉 五	石 川 二
神 奈 川 一 七	群 馬 一	岡 山 三
兵 庫 四	茨 城 一	和 歌 山 三
栃 木 一	三 重 四	愛 媛 一
愛 知 四	靜 岡 一	大 分 一
滋 賀 一	岐 阜 四	福 岡 二
長 野 一	宮 城 二	鹿 兒 島 二

合 計 百六十三 内 二十四 助成金下賜

尙ほ妊婦保護事業數は左の如くである。

妊婦保護事業

東京	京都	大阪
一〇	二	三
産院	産院	産院
(無料産婆を含む)		
静岡	長野	広島
岡	野	島
一	一	一
巡回産婆	産婆	産婆

第二章 乳兒死亡の現況

一、緒 論

近時我が國に於ける乳兒死亡は年々三十三萬に近く、實に總死亡者の二割五分を占め、其の死亡率は平均生産千に付一七二(自大正四年五年平均)となり、歐米列國に比し著しく高く、殊に本邦の大都市就中大阪市の如きは最近の趨勢に依れば其率は平均二四五(自大正四年五年平均)に達し、本邦の大都市及び歐米文明國の大都市に比し最高率を示し、その狀極めて寒心に堪へない。これ實に民族衛生上由々數一大現象なりと謂はねばならぬ。然しながら乳兒死亡の原因は極めて複雑にして多くは單一の理由に基くものではない、就中國民の生活方法の良否は直に以て影響する處殊に大なるべく人口の密度、生産の多少、一般死亡、死産の多少、風俗習慣、婚姻、私生兒の多少、氣候的關係、家庭衛生の幼稚、榮養方法の不完、育兒知識の不足、貧富の度、都鄙關係或は不自然なる社會相等は何れも乳兒死亡に密

接の關係を有するものである。以下是等の諸點に就て本邦並に歐米各國の概況及び大阪府に於て調査したるもの、成績の概要を述べやう。

二、各國に於ける乳兒死亡狀況

歐洲諸文明國は夙に乳兒保護に留意し、その施設に關しても多くの努力を拂つて居たが、殊に最近に於けるこの方面の進歩は極めて著しく、その結果近來に於ては乳兒死亡率は漸進的に下降した。今日本及び歐洲各國に於ける生産百に付ての乳兒死亡率を示せば左の如くである。

各國乳兒死亡比較(生産百に對する一歳未満者の死亡)

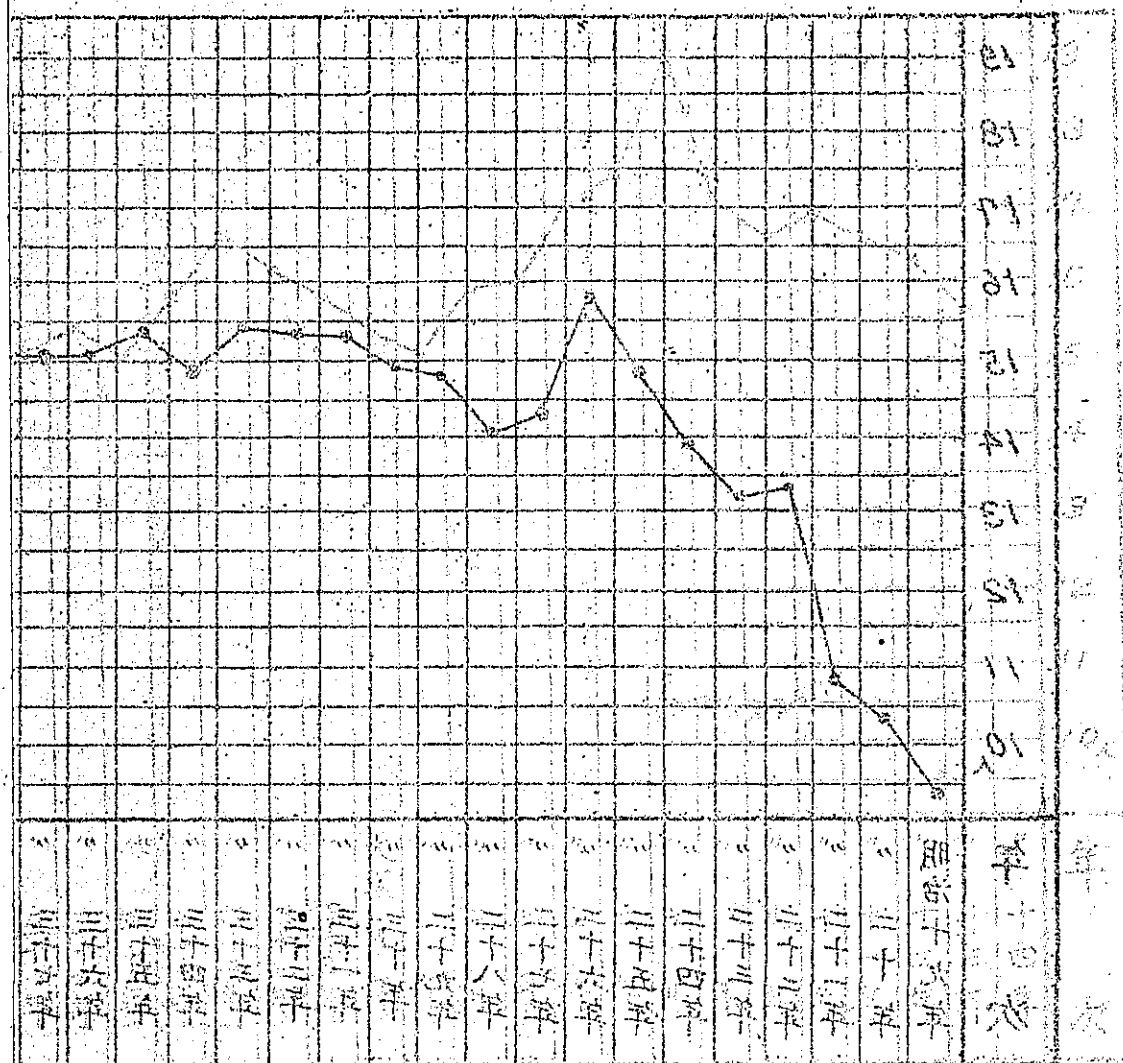
各 國 年	1871—1875 (明治4—8)	1876—1880 (9—13)	1881—1885 (14—18)	1886—1890 (19—23)	1891—1895 (24—28)	1896—1900 (29—33)	1901—1905 (34—38)	1906—1910 (39—43)	1911 (明治44)	1912 (大正元)	1913(2)	1914(3)	1915(4)	平均	1916(5)	1917(6)	1918(7)	1919(8)	1920(9)	平均	1921(10)	1922(11)	1923(12)	1924(13)	1925(14)	平均
智 利																										
露 西 亞																										
匈 牙 利																										
奧 地 利																										
ル ー マ ニ ア																										
獨 逸																										
自一九〇六 至一九〇九 四年平均																										
自一九〇一 至一九〇三 年平均																										

學 漏 西	三〇・五	三〇・七	三〇・八	三〇・五	三〇・二	三〇・〇	二九・〇	二八・八	二八・六																	
西 班 牙																										
日 本																										
伊 太 利																										
白 耳 義																										
佛 蘭 西																										
英 蘭 斯																										
芬 蘭																										
瑞 西																										
和 蘭																										
蘇 格 蘭																										
丁 抹																										
愛 爾 蘭																										
瑞 典																										
諾 威																										
自一九〇六 至一九〇九 四年平均																										
自一九〇一 至一九〇三 年平均																										

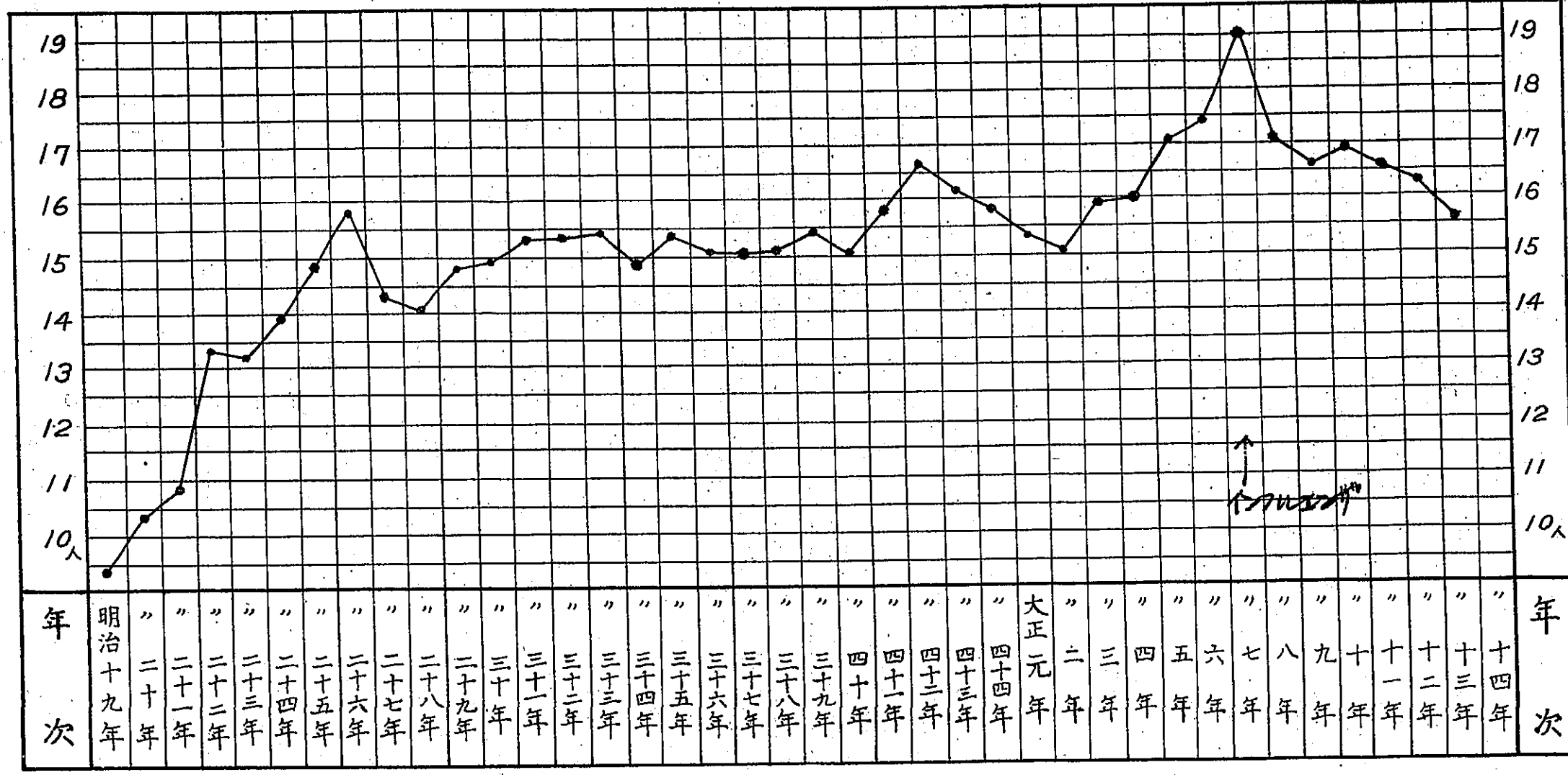
[illegible]

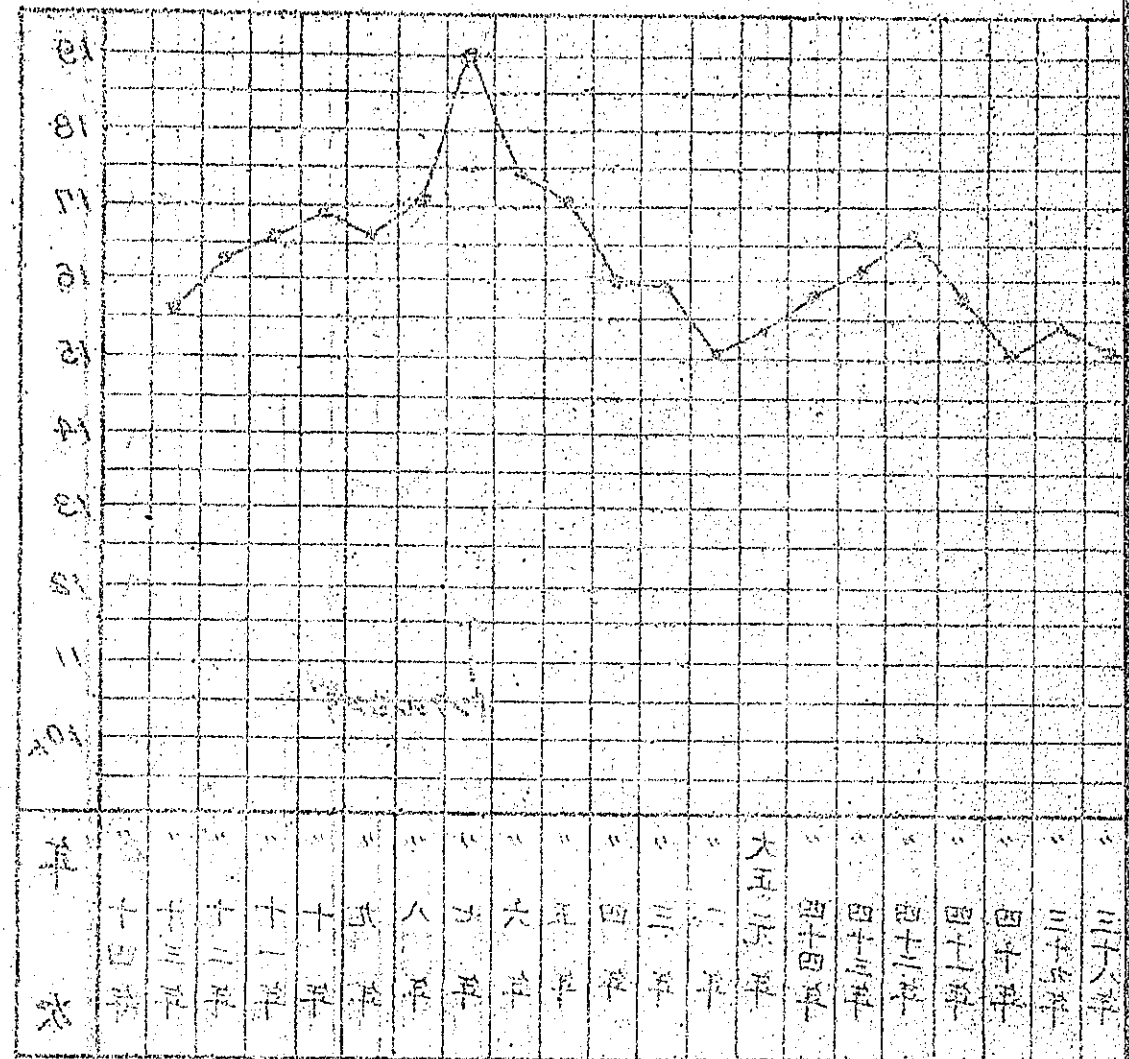
上表に於て明なる如く各國中乳兒死亡率の最も多きは智利、露西亞、匈牙利、奧地利、ルーマニア等にして最も少きはニウゼーランド、諾威、瑞典、愛爾蘭、丁抹、和蘭、瑞西、英國蘇格蘭で本邦は現時獨逸、西班牙、諸國と共に先づ中位である、然れとも本邦に於ける乳兒死亡の憂ふべき特徴は各國が二十餘年來其の死亡率は年々減少しつゝあるに拘らず、本邦のみ獨り増加の傾向を示せるは特に注目を要する事實である。

翻て本邦の乳兒死亡狀況を詳細に觀察するに其の狀況は頗る不良の狀態である。明治十九年以降の事實を掲ぐれば左の如くにして累年の死亡率は一進一退多少の増減ありと雖其の間大體に於て遞増しつゝあることは明に見るを得べく、最近十五年間に於ては明治四十年の一五・一を最低とし明治四十二年には一六・六となり、爾來一時的低下の傾向ありたりと雖大正三年には再び上昇の傾向を取り大正七年に至りては近年稀なる最高率に達し生産百に對する死亡率は實に一八・九を示すに至つた。更に之れを輯約し五箇年平均として觀るときは累年遞増の狀態にある。最も大正十年より大正十四年に至る四箇年間の平均を見ると大正五年より大正九年に至るまでの五箇年平均に比して乳兒死亡率は減少して居るか、大正七、八年には流行性感冒の傳播著しかりし影響を受けて居るのである。



本邦乳兒死亡率（生産百ニ對スル比）





本邦乳児死亡率 (生産百に付一歳未満死亡) (統計年鑑)

本邦乳児死亡率(生産百に付一歳未満死亡)(統計年鑑)

年次	率	均平	年次	率	均平
明治十九年	95		明治廿九年	149	
明治二十年	106		明治三十年	151	
明治二十一年	102	102.6	明治三十一年	154	153.3
明治二十二年	135		明治三十二年	154	
明治二十三年	133		明治三十三年	155	
明治二十四年	142		明治卅四年	150	
明治二十五年	150		明治卅五年	154	
明治二十六年	158	147.7	明治卅六年	153	152.3
明治二十七年	144		明治卅七年	153	
明治二十八年	142		明治卅八年	153	
明治廿九年	149		明治卅九年	154	
明治三十年	151		明治四十一年	158	156.6
明治三十一年	154	153.3	明治四十二年	166	
明治三十二年	154		明治四十三年	162	
明治三十三年	155		明治四十四年	158	
明治卅四年	150		明治四十五年	154	
明治卅五年	154		大正元年	153	
明治卅六年	153	152.3	大正二年	153	152.7
明治卅七年	153		大正三年	159	
明治卅八年	153		大正四年	160	
明治卅九年	154		大正五年	170	
明治四十一年	158	156.6	大正六年	173	
明治四十二年	166		大正七年	169	174.4
明治四十三年	162		大正八年	172	
明治四十四年	158		大正九年	166	
明治四十五年	154		大正十年	168	
大正元年	153		大正十一年	166	
大正二年	153	152.7	大正十二年	163	163.3
大正三年	159		大正十三年	156	
大正四年	160		大正十四年	156	

斯くの如く乳児死亡率の高きは歐洲先進諸國に於て全く之を見る能はざる所にして彼の乳児死亡率の高きを以て知られたる歐洲露西亞と雖其の率は略ぼ累年同一にして遞増的動搖あるを認めない、又其の

他の乳兒死亡率高き匈牙利、奧地利、ルーマニアの如き或は本邦と略ぼ同位にある獨逸西班牙、諸國の如きは既に二十餘年來其の死亡率は累年遞減し、本邦に於けるが如く増加の傾向を示せるものはない。由來本邦に於ける乳兒の保育は生母親ら哺乳するの良習慣あり、當然乳兒の保健上良好の結果を見るべき筈なるにも拘らず事實は全く相反し夙に人工榮養の行はれたる歐洲各文明國に比して比類なき不良の状態で恰も歐洲二三箇國に於ける五十年前にも比すべき状態たるを免れざるは實に國民衛生上寒心に堪へないことである。

三、本邦乳兒死亡率の地方的竝に都鄙的關係

本邦に於ける地方的關係を明治三十九年以降の統計に就て觀るに其の狀態は左の如くで明治四十四年乃至大正四年に至る五箇年平均は前五箇年平均に比し府縣の多くは著しき増加を見るもの少く、寧ろ遞減の傾向を示すもの約半數に及びしが大正五年乃至九年の平均は各府縣一樣に其の率は著く上昇して居る、今最近の増加率を明にせんが爲に明治三十九年乃至四十三年の平均を一〇〇と見做し大正十年乃至十三年の指數を求むるに一〇〇以下の指數を得たるは唯東京府、神奈川、群馬、千葉、栃木、靜岡、長野、山形、徳島、高知、沖繩縣及北海道の府縣にして其の他の府縣は總て一〇〇以上の指數となり、乳兒死亡増加の狀態を明に示して居る、就中青森、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、山口、和歌山、大分、佐賀、鹿兒島縣の如きは指數一一〇以上となり、此等の府縣は最近十數箇年間に乳

兒死亡率は一割以上の増加を見、殊に青森、秋田、石川、宮崎、鹿兒島縣は此の期間一として減退の跡を見ない。又之れを地域的に總覽するに本邦中乳兒死亡率の最も高き地方としては三帶がある、即ち一は大阪府を中心とし京都府、福井、石川、富山、奈良縣に連絡せるもの、二は千葉、埼玉、茨城の三縣及東京府に連るもの、三は山形、秋田、青森、岩手の四縣よりなる一帯で九州南部並に中國西部の諸縣は乳兒死亡最も低率である。更に同年の統計により人口五萬以下の市町村の狀態を見るに其の狀況は略ぼ前記各府縣の狀況と同様である。然れども茲に一言すべきは現在の町村乳兒死亡率は後述する處の都市乳兒死亡率に比し其の率比較的低率であると雖本表の指數により考察するに都市の乳兒死亡率は約十箇年間に僅に二％の増加を見るに過ぎざるに町村に於ては一二％の遞増となり現今比較的低率なる町村の乳兒死亡率も總ては都市の如くなるにあらざるやとの疑念がないではない。左に本邦各府縣、人口五萬以下の市町村、人口五萬以上の市區につきて生産一〇〇に對する乳兒死亡率を示して地方的關係を總覽しやうと思ふ。

生産百に對する乳兒死亡率 (統計年鑑)

[illegible]

京都府	〇・八〇	一九・五	一九・九	一八・八	一〇四	一七・六	一九・七	二二	一八・九	一九・〇	二二・〇	一一
大阪府	二・七	二〇・九	三三・三	三三・二	一〇三	二〇・四	一九・五	二二	三三・一	三三・二	二四・〇	一〇四
神奈川縣	一六・五	一五・五	一七・〇	一六・一	九八	一五・四	一四・一	二五	一九・三	一八・五	一八・五	一〇〇
兵庫縣	一六・五	一五・八	一八・二	一七・五	一〇六	一五・八	一七・八	二二	一八・二	一八・三	二〇・三	九七
長崎縣	二・八	二・六	一三・八	二・六	一〇七	一一・二	二・五	二二	一四・七	一四・七	一四・七	一〇〇
新潟縣	一六・〇	一六・九	一七・七	一六・五	一〇八	一六・〇	一六・九	二二	一六・一	一六・一	一六・九	一〇一
埼玉縣	一七・一	一三・五	一八・七	一七・三	一〇九	一七・一	一六・七	二二	一八・七	一八・七	一七・八	一〇二
群馬縣	一六・四	一五・六	一六・〇	一四・九	一一〇	一六・四	一五・六	二二	一六・一	一六・一	一六・一	一〇三
千葉縣	一〇・〇	一八・四	二〇・四	一九・三	一一一	二〇・〇	一八・四	二二	一九・二	一九・二	一九・二	一〇四
茨城縣	一八・三	一九・〇	二〇・八	一九・一	一一二	一九・〇	一九・〇	二二	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一〇五
栃木縣	一五・八	一五・〇	一六・四	一五・〇	一一三	一五・八	一五・六	二二	一八・九	一八・九	一八・九	一〇六
奈良縣	一六・四	一六・六	一八・七	一七・四	一一四	一六・六	一六・六	二二	一八・九	一八・九	一八・九	一〇七
三重縣	一五・九	一五・八	一八・四	一七・二	一一五	一五・八	一五・八	二二	一八・六	一八・六	一八・六	一〇八
愛知縣	一六・五	一五・四	一七・六	一七・三	一一六	一五・四	一五・五	二二	一七・六	一七・六	一七・六	一〇九
静岡縣	一四・九	一四・二	一五・五	一四・五	一一七	一四・九	一四・一	二二	一五・七	一五・七	一五・七	一一〇
山梨縣	一三・七	一三・三	一四・三	一三・五	一一八	一三・七	一三・〇	二二	一三・九	一三・九	一三・九	一一一
滋賀縣	一六・二	一六・三	一七・八	一六・九	一一九	一六・二	一六・三	二二	一七・八	一七・八	一七・八	一一二

京都市	一八・九	一九・〇	二二・〇	一一
大阪市	三三・一	三三・二	二四・〇	一〇四
堺市	三三・八	三三・九	二四・六	一〇五
横須賀市	一九・三	一九・四	一九・五	一〇六
横濱市	二〇・七	二〇・八	二〇・九	一〇七
神戸市	二〇・九	二〇・九	二〇・九	一〇八
長崎市	一四・七	一四・七	一四・七	一〇九
佐世保市	一四・七	一四・七	一四・七	一一〇
新潟市	一六・五	一六・五	一六・五	一一一
前橋市	一七・一	一七・一	一七・一	一一二
宇都宮市	一五・一	一五・一	一五・一	一一三
名古屋	一六・七	一六・七	一六・七	一一四
豊橋市	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一一五
静岡市	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一一六
甲府市	一五・一	一五・一	一五・一	一一七

岐阜縣	一五・四	一五・五	一七・四	一五・六	一〇一	一五・五	一五・五	一七・八	二五	一五・五	×一七・八	二〇・四	一〇五
長野縣	一四・三	一四・〇	一五・〇	一三・二	九三	一四・三	一四・三	一五・三	一〇六	一四・三	一六・〇	一七・四	一〇六
宮城縣	一六・六	一六・三	一七・八	一六・七	一〇一	一六・七	一六・二	一八・一	一〇八	一六・七	一六・〇	一七・四	一〇七
福島縣	一五・五	一四・七	一六・七	一五・七	一〇一	一五・五	一四・八	一六・八	一〇九	一五・五	一六・八	一七・四	一〇八
岩手縣	一八・一	一八・一	一九・八	一八・八	一〇二	一八・一	一八・一	二〇・六	一一〇	一八・一	一八・一	一八・一	一〇九
青森縣	一八・八	一九・六	二二・四	三・七	一〇三	一九・八	一九・六	二二・三	一一一	一九・八	一九・八	一九・八	一一〇
山形縣	二〇・六	一九・八	二〇・八	一九・三	九四	二〇・六	一九・八	二二・三	一一二	二〇・六	二〇・六	二〇・六	一一一
秋田縣	一八・七	一九・四	二二・五	二・五	一〇五	一九・四	一九・四	二二・〇	一一三	一九・四	一九・四	一九・四	一一二
福井縣	一六・九	一八・四	二〇・七	二・二	一〇六	一八・四	一八・二	二二・〇	一一四	一八・四	一八・四	一八・四	一一三
石川縣	一六・七	一八・四	二二・〇	二・〇	一〇七	一八・四	一八・二	二二・〇	一一五	一八・四	一八・四	一八・四	一一四
富山縣	一五・四	一七・七	二二・〇	一〇・七	一〇八	一五・四	一五・四	二二・〇	一一六	一五・四	一五・四	一五・四	一一五
鳥取縣	一三・一	一三・二	一五・一	一四・四	一〇九	一三・一	一三・一	一五・〇	一二〇	一三・一	一三・一	一三・一	一一六
島根縣	一四・三	一四・六	一六・三	一五・七	一一〇	一四・三	一四・三	一六・四	一二一	一四・三	一四・三	一四・三	一一七
岡山縣	一五・〇	一四・八	一五・九	一五・三	一一一	一四・八	一四・八	一六・三	一二二	一四・八	一四・八	一四・八	一一八
廣島縣	一三・五	一三・四	一五・〇	一四・二	一二〇	一三・五	一三・五	一五・〇	一二三	一三・五	一三・五	一三・五	一二九
山口縣	一三・三	一三・四	一五・一	一四・二	一二一	一三・三	一三・三	一五・〇	一二四	一三・三	一三・三	一三・三	一三〇
和歌山縣	一三・九	一三・九	一五・一	一四・五	一二二	一三・九	一三・九	一五・一	一二五	一三・九	一三・九	一三・九	一三一

岐阜市	○一五・九	一六・〇*	一七・四	一〇五
仙臺市	○一五・九	一六・〇*	一七・四	一〇五
福井市	○二〇・七	二〇・七*	二二・七	一一三
金澤市	○二五・七	一七・〇*	一九・三	一一三
富山市	○二七・六	一九・九*	二四・一	一二二
岡山市	一七・一	一六・八*	一七・〇	九九
廣島市	〇三・二	一四・〇*	一六・五	一二六
吳市	一八・三	一五・四*	一六・六	九一
下ノ關市	△一七・八	一四・四*	一七・〇	
和歌山市	一七・三	一六・七*	一八・九	一〇三

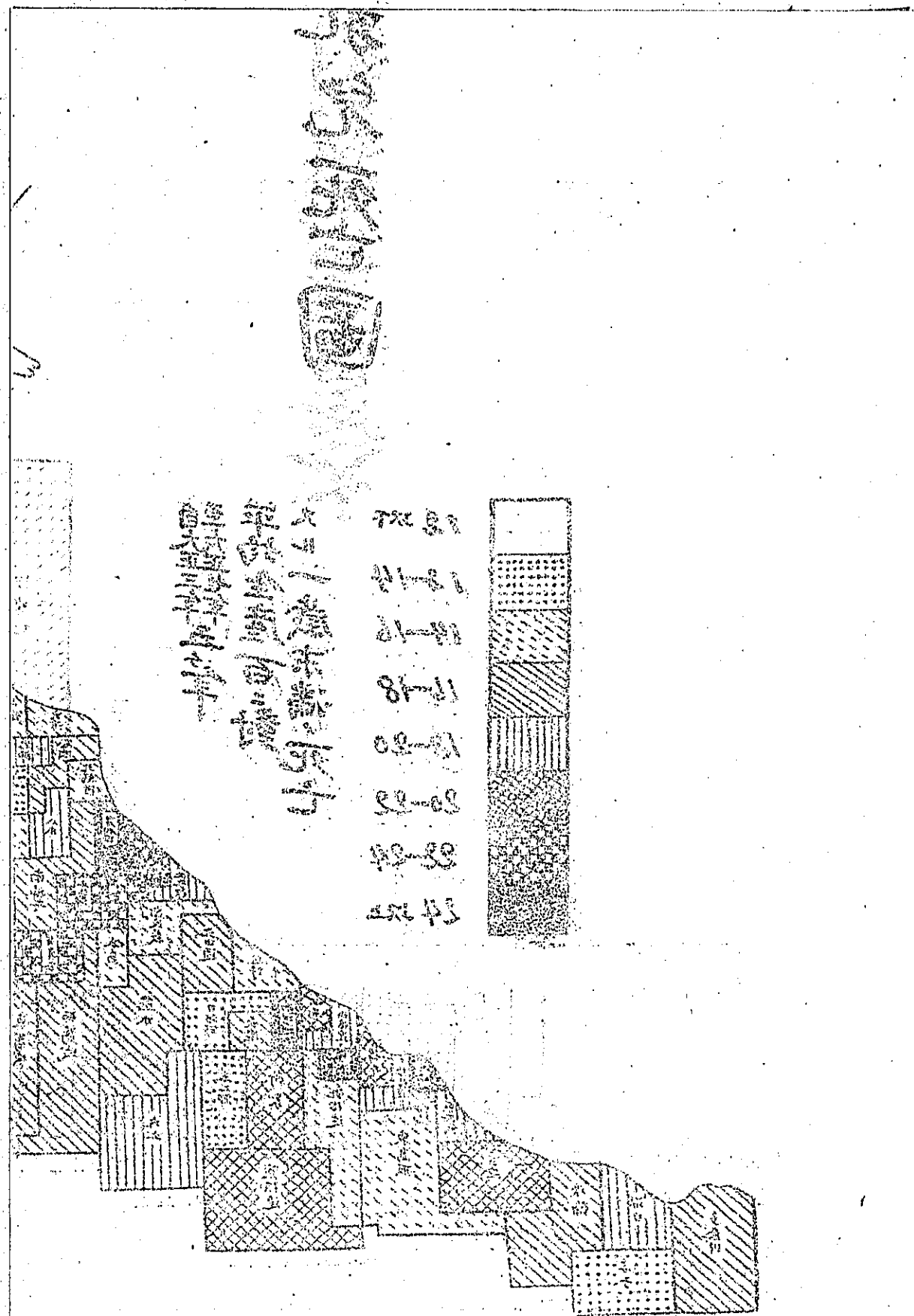
全 國	北 海 道	沖 繩 縣	鹿 兒 島 縣	宮 崎 縣	熊 本 縣	佐 賀 縣	大 分 縣	福 岡 縣	高 知 縣	愛 媛 縣	香 川 縣	德 島 縣
一五・八	一七・二	六・二	九・六	二・二	三・三	三・九	三・七	一四・九	一六・九	二・八	一五・六	一五・一
一五・七	一六・三	五・八	九・八	二・二	三・四	四・三	三・三	一四・四	一五・五	三・〇	一五・三	一四・八
一七・四	一七・九	六・六	一〇・三	二・八	三・八	一六・三	一五・三	一七・五	一六・八	四・六	一七・五	一六・五
一六・三	一五・九	五・八	一〇・八	二・八	三・五	一五・六	一四・七	一五・九	一五・八	三・六	一六・三	一五・〇
一〇・三	九・三	九・五	二・三	一〇・六	一〇・三	二・二	二・六	一〇・七	九・四	一〇・六	一〇・四	九・九
一五・五	一六・四	六・一	九・三	二・一	三・三	三・九	二・七	一四・九	一六・九	二・八	一五・六	一四・九
一五・四	一六・〇	五・八	九・一	二・〇	三・三	四・三	三・三	一四・四	一五・五	三・五	一五・三	一四・七
一七・四	一八・〇	六・〇	一〇・〇	二・九	三・九	一六・五	一五・五	一七・三	一六・八	四・八	一七・九	一六・四
一・三	一・〇	九・八	一〇・六	一〇・七	一〇・六	二・九	三・三	二・六	九・九	二・六	二・五	二・〇
全 市 區	旭 市	函 館 市	小 樽 市	札幌 市	那 覇 市	鹿 兒 島 市	熊 本 市	門 司 市	福 岡 市			德 島 市
一八・八	二・二	三・八	一・九	一・八	一・五	一・三	三・三	三・一	三・六			一七・四
一七・六	一八・八	一八・八	一七・七	一七・七	一五・六	一四・八	一四・四	一三・八	一三・八			一六・五
一七・六	一八・八	一八・八	一七・七	一七・七	一五・六	一四・八	一四・四	一三・八	一三・八			一六・五
一七・六	一八・八	一八・八	一七・七	一七・七	一五・六	一四・八	一四・四	一三・八	一三・八			一六・五
一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三	一〇・三			一〇・三

備考 一、〇印は累年増進を示す

二、△印は自明治四十一年至同四十四年四ヶ年平均

×印は自大正三年至同四年二ヶ年平均

*印は自大正五年至同八年四ヶ年平均



大阪府各町村別乳兒死亡圖

自大正三年至大正七年
平均生産百對
乳一歲未満死亡

